

第6次高浜市総合計画推進会議設置規則

平成23年3月30日

規則第12号

(設置)

第1条 第6次高浜市総合計画(以下「総合計画」という。)を市民との協働により着実に推進するため、第6次高浜市総合計画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について所掌し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 総合計画の進行管理に関する事項
- (2) その他総合計画の推進に関する事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 市の職員のうちから市長が指名する者

3 市長は、前項第2号の委員を委嘱するに当たっては、できる限り市民各層の幅広い意見が反映されるよう、公募その他の適切な方法によって委嘱するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、必要に応じて、会長が招集する。

2 推進会議においては、会長が議長となる。

3 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 推進会議は、その権限に属する事項を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 推進会議の会議は、公開する。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、地域協働部地域政策グループにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、平成26年3月31日までとする。